

学校の部活動に係る活動方針

いわき市立三和中学校

1 部活動の意義

教育課程以外の自由な時間において、自ら選んだ運動集団に主体的に参加し、より深く運動を追究することに意義がある。また、運動の楽しさや喜びを知り、技能を高めることのほか、個性の伸長と学年を越えた集団の中で、個性をもとにした社会的経験が含まれている。特に、主体的に参加した集団の中で共通目的に向かって努力するという経験は他の学校生活では得ることのできないものである。

2 部活動の目的

- (1) 心身の健康な育成を目指し、体力の増強と技能の向上を図る。
- (2) 生徒相互の望ましい人間関係を育てるとともに、合理的な練習を通して、規律ある練習ができるようにする。
- (3) 能力の開発と個性の伸長を図り士気を高揚させ、明るく楽しい学校生活ができるようにする。
- (4) 地域の人材を活用し、地域との交流を深めながら部活動の活性化を図る。

3 部活動のあり方

「いわき市立小中学校部活動運営方針（H30年11月策定）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切で丁寧な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

4 部活動に係る活動方針・年間計画等の作成

- (1) 学校の設置者の方針により、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定、公表し、その方針に則り、各部の休養日及び練習時間などを設定し、公表するとともにその運用を徹底する。
- (2) 三和中学校の本方針に則り、顧問は担当する部活動の年間計画及び、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。それにより活動内容を周知し、生徒が安心、安全、適切に活動を行っているかを、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正をおこなう。

5 適切な休養日や練習時間の設定等

(いわき市教育委員会「部活動の休養日や練習時間の設定について」)より

【休養日の設定】

- (1) 平日に週1日以上、週休日（土日）に1日以上を休養日とします。
- (2) 次の期間は、全市一斉の休養日とします。
 - ・ 夏季休業中の学校閉庁日
 - ・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間
- (3) 週休日（土日）2日間にわたって大会やコンクール等のため活動した場合は、週休日（土日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替えます。
- (4) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。

〈補 足〉

- ① 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能です。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とします。
- ② 土曜日、日曜日の2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできません。大会前

あっても同様です。

- ③ 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上の休養日を設けます。
- ④ 金曜日または月曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益であると判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できます。

【活動時間の設定】

- (1) 平日における活動時間は、2時間を上限とします。
- (2) 週休日（土日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とします。
※ 平日の大会あるいは週休日（土日）等の大会等（練習試合を含む）は、上記の活動時設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替休業日を含む）を設けます。
- (3) 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が認めた期間と活動時間の中で実施します。
- (4) (1) 及び (2) の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとします。

(5) その他

- ① 生徒が十分な休養を取ることができるよう以下の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ◇ 4月～10月・・・18：00（18：15完全下校）
 - ◇ 11月～3月・・・17：30（17：45完全下校）
- ② 生徒の学習時間が確保できるよう、中間・期末ともにテスト3日前より練習を中止し学習に取り組ませる。ただし、各種大会参加等の事情がある場合はその都度学校長へ相談し検討する。

6 部活動の指導体制

- (1) 顧問は指導に当たる際、けが等の発生に十分注意し、生徒の安全の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は、迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護教諭への報告・相談を行う。
- (2) 顧問は、年度始めの部活動保護者会等で、学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画等について説明し、理解を得ながら活動する。
- (3) 顧問は活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。
- (4) この活動方針は、ホームページ上で公開する。